

～令和5年度～

清瀬市医師会

【お知らせ】

●特定健康診査について

◎ 実施期間 令和5年8月1日～令和5年12月31日

◎ 実施機関窓口へ持参するもの

- ・ 特定健康診査受診券
- ・ 被保険者証

◎ 住民の方以外の受診の可否 市民（住民登録がある）の方が対象です。

◎ 注意していただきたい事項（特記事項）

- ・ 受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。
- ・ 受診対象者は、清瀬市民(住民登録がある)の方に限られます。
- ・ 清瀬市の追加項目が受診できます。
- ・ 受診の際は、健康保険証と受診券を必ずお持ちください。

◎ 特定保健指導の利用の可否 特定保健指導は実施していません。